

## 子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの方へ

### 健康保険証等に変更があった場合は変更届が必要です

健康保険証等の記載内容に変更があった場合、それぞれの助成制度の利用において変更届が必要です。下記のとおり手続きに必要な物をご持参のうえ、申請してください。

	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
<b>子どもはぐくみ医療費助成</b>	子どもの健康保険証の記号番号や被保険者が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証
<b>重度心身障害者等医療費助成</b>	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証
	新しく手帳が交付されたとき(障がいの程度や等級の変更がない場合を含む)	
<b>ひとり親家庭等医療費助成</b>	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者(父母等)および受給対象者の健康保険証・受給者証

※転入や単身赴任等により、小松島市で被保険者の所得確認ができない場合、上記以外の書類をお願いすることもあります。詳しくはお問い合わせください。

【申請・お問い合わせ先】 市保険年金課 医療・年金担当 (市役所1階④番窓口)  
☎32・4120 / FAX35・0173  
Mail:hokennenkin@city.komatsushima. i-tokushima.jp

### 徳島ファミリー・サポート・センター 依頼・提供会員出張説明登録会を実施

徳島ファミリー・サポート・センターでは、地域で子育ての支援をするために、依頼会員(育児の援助を受けたい人)と提供会員(育児の援助を行いたい人)が会員登録をし、育児の相互援助活動(有償)を行っています。

会員登録は無料です。登録を希望される方は、保護者の身分を証明できるもの(運転免許証等)をご持参ください。(「病児・病後児預かりサポート」についてもご相談いただけます。すでに会員登録をされている方も、利用についてのご相談がありましたらぜひお越しください。)

※提供会員はどなたでもなれますが、24時間程度の講習会の受講が必要です。

【日時】 3月15日(水) 午前10時から11時30分まで

【場所】 みはらしの丘あいさい広場内フードコート

【お問い合わせ先】

◎徳島ファミリー・サポート・センター  
☎088・611・1551 / FAX088・611・3323  
ホームページ <https://www.fami-sapo.jp>  
◎市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)  
☎32・2114 / FAX32・3738  
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima. i-tokushima.jp



### 令和5年度 認可外保育施設等 利用料無償化の申請について

4月より下記の施設・事業の利用料無償化(負担軽減)を受けるためには、「保育の必要性」の認定申請が必要です。ただし、すでに保育認定を受けている場合、申請は不要です。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

【対象者】

- ・3歳児から5歳児(月額3万7千円まで)
- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児(月額4万2千円まで)

※現在すでに利用しており、3歳児クラスに進級する場合も申請が必要です。

【受付期限】 3月10日(金)まで

詳しくは市児童福祉課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)  
☎32・2114 / FAX32・3738  
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima. i-tokushima.jp